

財 関 第 1 6 9 6 号
平成30年12月27日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中 江 元 哉

関税法基本通達等の一部改正について

国際観光旅客税法の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成31年1月2日（ただし下記第2については、1月7日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財関第257号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。